

町村議会議員のための
議会活動・議員活動のモデル例

令和8年3月



全国町村議会議長会

National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies

はじめに

近年、町村議会議員選挙においては、無投票当選が増加し、一部の町村では定数割れが生じるなど、議員のなり手不足が深刻化しています。議員のなり手不足は、住民の多様性を反映した合議体である議会の機能に大きな影響を及ぼすだけでなく、地方自治の弱体化を招きかねない大きな問題です。

なり手不足問題は、様々な要因が絡み合っていますが、地域における議会の役割・議員の仕事が住民に十分伝わっていないことや、議会・議員活動に見合っていない低額な議員報酬にあると考えられています。

このため、全国町村議会議長会（以下「本会」）では、志のある若い世代の人たちも立候補できるよう、「各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額の 47%程度を目指す」とした決議（令和 6 年 7 月）を行い、議員報酬の適正化に向けた取組を推進していくこととしました。

さらに、議会・議員の活動内容を踏まえた議員報酬の見直しの動きを全国の町村議会に広げていくためのツールとして、「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」（令和 7 年 5 月）を作成し、議会・議員活動の範囲の考え方や議員報酬の見直しに係る手順などを公開したところでした。

本会ではかねてより、議員報酬額の算出方法のひとつとして、議会・議員の活動日数に基づいた方法を紹介していますが、今般、議会活動及び議員活動についてさらに具体的なイメージを持っていただけるよう、年間の活動日数を 144 日と想定した「町村議会議員のための議会活動・議員活動のモデル例」（以下、「本書」）を作成するに至りました。モデル例の作成に当たっては、先駆的な取組を行っている町村議会※の実例を参考としましたが、これから議員報酬の見直しや議会改革を始めようとしている議会でも御活用いただけるよう活動内容を平準化し、汎用性をもったものとしています。

本書は、標準的な議会・議員活動をお示しするものではなく、今後の議会・議員活動の姿を考えていく材料として、また住民説明の参考として作成したものですので、それぞれの町村の議会活動あるいは個々の議員活動を決めていく際に御活用いただければ幸いです。

令和 8 年 3 月



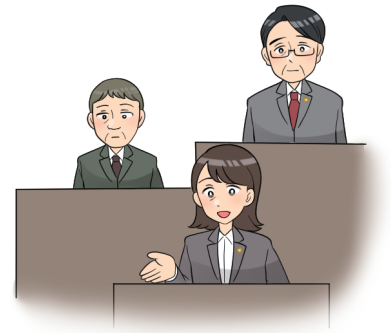
全国町村議会議長会会長
(広島県安芸太田町議会議長)

なかもと まさひろ
中本 正廣

※ モデル例の作成に当たって御協力いただいた議会
北海道栗山町議会、北海道芽室町議会、北海道別海町議会、
北海道中標津町議会、宮城県柴田町議会、熊本県大津町議会、
熊本県御船町議会

モデル例のコンセプト

本会では、全国の町村議会が一体となって議員報酬の適正化を進めるための目標値を市議会議員と同等の「町村長の給料月額の47%程度」に定め、この目標に向かって議会・議員の活動量の豊富化に取り組むことを決議しました。そして、活動量の豊富化に取り組むに当たってのひとつの考え方として、「町村長の職務遂行日数及び給料」と「議会・議員の活動量及び議員報酬」を比較することにより、議員報酬の水準を検討することを推奨してきました。



この考え方により議員報酬を町村長の給料月額の47%程度に引き上げるためには、町村長の職務遂行日数の47%程度の活動量が必要となり、これを町村長の職務遂行日数のモデルである305日から逆算すると年間144日となります。議員報酬の適正化を図っていく議会においては、この144日間という活動量を具体的にイメージしていくことが重要になると考えています。

そこで、本会では、今般「町村議会議員のための議会活動・議員活動のモデル例」を作成し、各議会が「議会・議員活動のあるべき姿」を議論する際の参考として供することとしました。モデル例の作成に当たっては、町村議会実態調査や議員報酬に関するアンケート調査の結果等を基に、①活動量を豊富化し議員報酬を改定した町村議会の活動量・活動内容、②議員報酬の改定には至っていないものの議会改革を先行して行っている町村議会の活動量・活動内容、③①及び②の議会における個々の議員の活動量・活動内容、の3つに関して調査・分析を行いました。その上で、これらの議会の取組を参考にしつつも、どの議会でも取り組めるよう活動内容を平準化し、汎用性をもったモデルとしています。

このモデル例では、常任委員会と特別委員会をそれぞれ2委員会、議会運営委員会、協議調整の場としての全員協議会を設置している町村議会を想定し、若者や女性が議員となった場合にも対応できるよう工夫しました。

また、モデル例としてお示しした議会・議員活動を更にバージョンアップするための考え方を「UPDATE」として、議会活動の豊富化に資する議会改革の先駆事例を「現地報告」として併せて掲載しています。

議会活動のあり方は、地域性、議会構成、町村長との関係性などによって差異がありますし、議員報酬が著しく低く兼業議員が多い議会では、議会活動を増やしたくても増やせないといった事情もあると思います。このような議会においては、モデル例の「議会活動」として例示した活動の一部を「議員活動」として置き換えて補完することもできますので、このモデル例を自由にアレンジしていただき、それぞれの議会における「議会・議員活動のあるべき姿」を議論する際にお役立てください。

議会・議員の活動量の考え方

本会では、令和7年5月に発刊した「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」において、図1のとおり、議員報酬の対象となる議員の活動範囲をお示しました。

「議会活動」は、法令に規定された活動（本会議・委員会・協議調整の場・派遣）及び法令外の活動（法定外会議・住民との対話等）を問わず、議会がその権限を適切に行使するための活動の全てを対象としました。

一方の「議員活動」は、議員の政治活動から政党活動、選挙活動、後援会活動を除いたものに費やした時間としましたが、議員一人ひとりの裁量に委ねられる部分が多いことから、「議会活動に付随する活動」、「議員としての住民対話」、「当該町村や各種団体主催の公的行事への出席」、「その他の議員活動」に区分し、その具体的な考え方も併せて例示しました。

これまで議会改革を進めてきた議会の中には、この考え方にのっとりて議会・議員の活動量を精査し、住民の理解を得た上で議員報酬を改定する動きが始まっています（表1参照）。

この結果から、目標とする町村長の給料月額の47%程度を達成するための「議会・議員の活動量144日」は、議会改革の推進と議会運営の工夫により十分実現可能な水準であると考えられます。

モデル例では、どのような議会活動に年間何日、どのような議員活動に年間何日というように活動内容に応じた活動量をお示しするだけでなく、モデル議会・モデル議員の活動をカレンダーベースでシミュレーションしましたので、議会・議員活動を再考する際の参考にしてください。

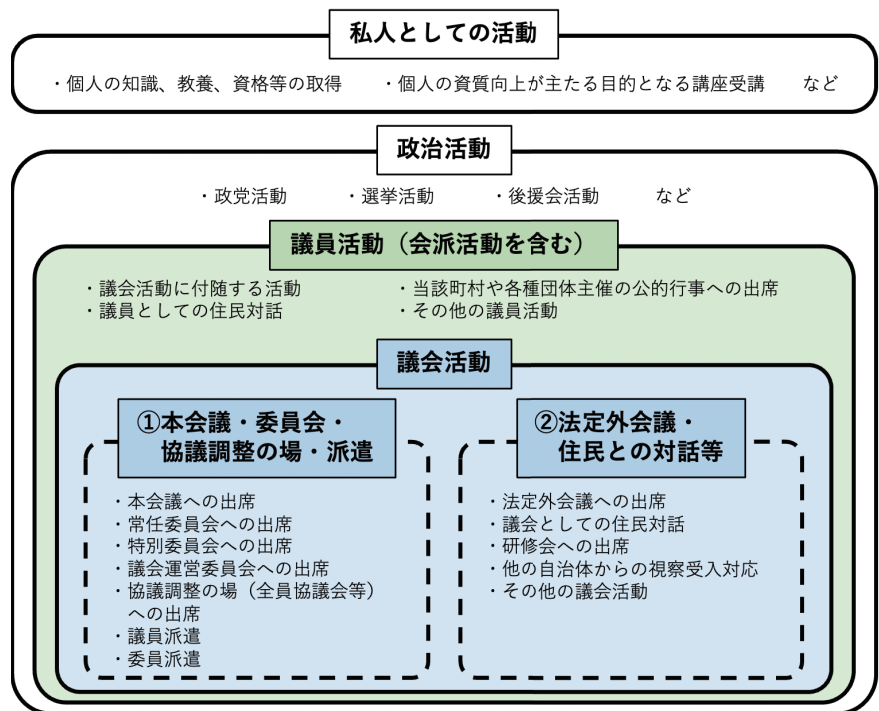


図1 議会・議員活動のイメージ

表1 議会・議員活動の豊富化を実現した町村議会の一例

団体名	活動日数合計（年間）			団体名	活動日数合計（年間）		
		議会活動	議員活動			議会活動	議員活動
北海道芽室町	207日	131日	76日	長崎県佐々町	154日	86日	68日
北海道鶴居村	148日	50日	98日	熊本県大津町	142日	77日	65日
茨城県大子町	140日	70日	70日	熊本県御船町	154日	70日	84日
長崎県時津町	162日	62日	100日	沖縄県竹富町	228日	85日	143日

※ 議員報酬に関するアンケート調査結果（令和7年度）等から一部抜粋

議員報酬の現状と改定の状況

町村議会の議員報酬月額全国平均は、平成8年に21万円台となって以降、30年近くこの水準のまま推移してきました。しかしながら、令和4年に本会が議員報酬の適正化に向けた取組を始めてから、徐々にではあるものの上昇傾向がみられ、令和7年7月1日時点の調査で初めて22万円に到達しました（図2参照）。

そのような中、先駆的な議会においては、議員のなり手不足対策等を念頭に議員報酬のあり方を抜本的に見直し、議員報酬の大幅な増額改定に踏み切った議会も見受けられます（表2参照）。

このほか、本会が目標とする町村長給料月額（全国平均約74万円）の47%程度水準（約35万円）に近い議員報酬としている議会もあります（表3参照）。

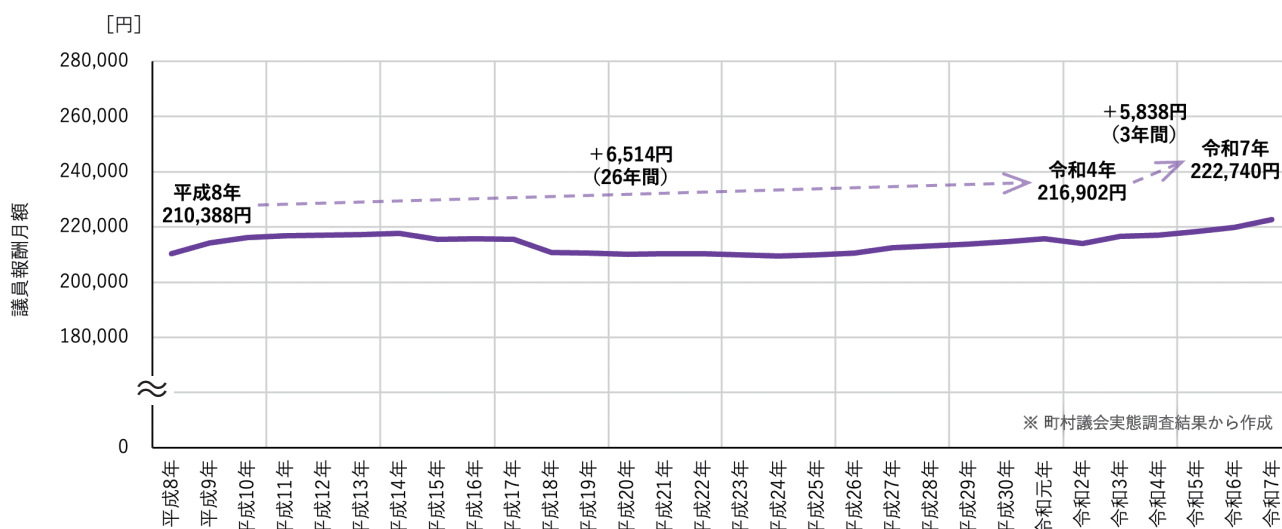


図2 町村議会議員の報酬月額の推移

表2 議員報酬月額の増額幅の大きい町村議会（予定含む）

団体名	議員報酬月額		増額幅	条例議決日等
	改正前	改正後		
沖縄県竹富町	250,000円	355,000円	105,000円	令和8年3月13日
北海道芽室町	204,000円	300,000円	96,000円	令和8年6月上程予定
熊本県御船町	242,000円	332,600円	90,600円	令和8年3月13日
栃木県那須町	250,000円	330,000円	80,000円	令和7年9月16日
福井県南越前町	226,000円	302,000円	76,000円	令和7年9月12日
石川県志賀町	230,000円	299,000円	69,000円	令和4年12月20日
愛媛県愛南町	181,000円	250,000円	69,000円	令和6年12月9日
北海道弟子屈町	184,000円	250,000円	66,000円	令和5年12月7日
山梨県富士河口湖町	174,000円	240,000円	66,000円	令和7年3月4日
島根県美郷町	204,700円	268,000円	63,300円	令和7年3月14日
熊本県菊陽町	249,000円	310,000円	61,000円	令和7年9月17日
宮城県大和町	240,000円	300,000円	60,000円	令和5年9月15日
茨城県大子町	250,000円	310,000円	60,000円	令和5年12月13日
長野県青木村	164,000円	224,000円	60,000円	令和6年12月12日
長崎県時津町	251,000円	311,000円	60,000円	令和7年2月4日

表3 議員報酬月額上位の町村議会

団体名	議員報酬月額
神奈川県葉山町	400,000円
茨城県東海村	387,000円
神奈川県寒川町	368,000円
福岡県苅田町	364,000円
石川県内灘町	350,000円
東京都日の出町	345,000円
東京都瑞穂町	340,000円
神奈川県愛川町	340,000円
大阪府島本町	330,000円
石川県津幡町	328,000円
大阪府河南町	323,000円
大分県日出町	322,000円
神奈川県湯河原町	320,000円
大阪府太子町	320,000円
奈良県田原本町	320,000円
香川県宇多津町	320,000円

※ 第71回町村議会実態調査結果
（令和7年7月1日現在）

議会活動 94日※

本会議
20日

常任委員会
24日

特別委員会
24日

議会運営委員会 8日

※ 同日に複数の活動を行っている日があるため、各活動の内訳日数の合計と一致しません。

議会活動

本会議

詳細：P6

- 年4回の定例会において本会議を16日、臨時会において本会議を4日開催しています。

常任委員会

詳細：P8

- 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の2委員会を設置しており、1委員会につき1定例会中に1各1日（計8日）開催しています。

特別委員会

詳細：P9

- 予算決算特別委員会と議会広報特別委員会の2委員会を設置しており、予算決算特別委員会は3月と9月議会広報特別委員会は各定例会終了後に3日（計12日）、各臨時会終了後に1日（計4日）開催してい

議会運営委員会

詳細：P11

- 定例会及び臨時会の会期前に各1日（計8日）開催しています。

協議調整の場

詳細：P11

- 協議調整の場として全員協議会を設置し、毎月定例日に開催（計12日）して情報共有を行うとともに、定例会の最終日にも開催（計8日）しています。

議員派遣・委員派遣

詳細：P11

- 議員派遣として県町村議会議長会が主催する全議員研修会に参加（計1日）するとともに、委員派遣として1泊2日の先進地の視察（計2日）を行っています。

法定外会議

詳細：P12

- 法定外会議として、議会報告会と主権者教育（模擬議会）を実施するための実行委員会を設けて運営（各

議会としての住民対話

詳細：P12

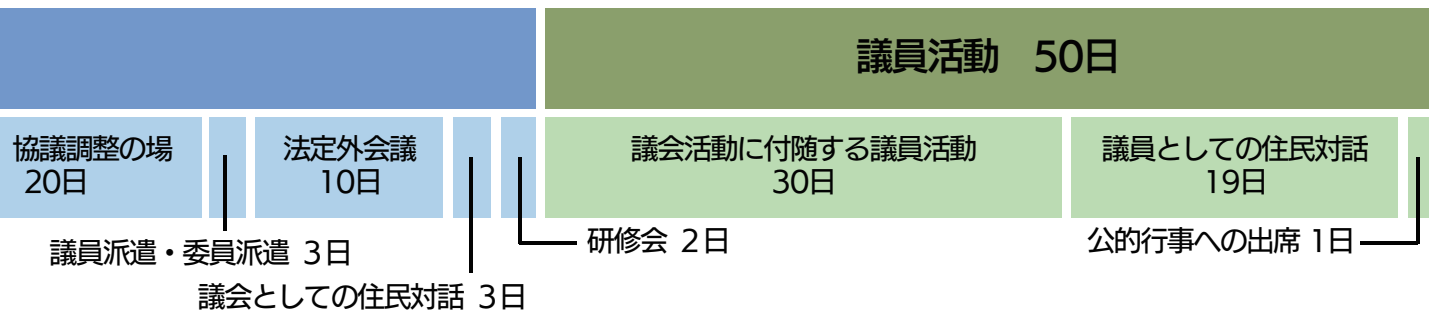
- 住民に開かれた議会、議員のなり手確保を目的に、議会主催の議会報告会を4会場で2日、主権者教育

研修会

詳細：P13

- 議員の政策形成、立案能力等の向上を図るため、議会主催により議員研修を実施（2日）しています。

活動 144日



日（計4日）、定例会以外の月に

の定例会において各4日（計8日）、

定例会及び臨時会の会期前、

て常任委員会において年1回、

5日）しています。

（模擬議会）を1日開催しています。

議員活動

議会活動に付随する議員活動 ▶ 詳細：P14

- 議案の精読に9日（72時間）を要しています。
- 一般質問の準備に6日（48時間）を要しています。
- 質疑の準備に3日（24時間）を要しています。
- 調査研究に12日（96時間）を要しています。

議員としての住民対話 ▶ 詳細：P15

- 請願・陳情の対応に1日（8時間）を要しています。
- 住民からの相談の対応に12日（96時間）を要しています。
- 情報収集に6日（48時間）を要しています。

公的行事への出席 ▶ 詳細：P15

- 式典等への出席に1日（8時間）を要しています。

※ 議員活動は、時間単位で積算し日数に換算（1日8時間）して算出します。

モデル議会	モデル議員
<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務文教常任委員会 産業福祉常任委員会 ○特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> 予算決算特別委員会 議会広報特別委員会 ○議会運営委員会 ○全員協議会 	<p>議員活動は、以下の委員会に所属している場合を想定して作成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・予算決算特別委員会 ・議会広報特別委員会

モデル議会の議会活動

本会議 / 20日

余裕をもった会期による審議の充実

モデル議会では、年4回の定例会で本会議を計16日、臨時会で本会議を計4日開催しています。

1定例会ごとの会期は、議案審議や政策提言の重要性が増している実態を踏まえ、余裕をもった会期を設定し、議案を精読して賛否を熟考するための時間や委員会等で充実した議論を行うための時間を確保しています。



例年、3月定例会の会期を18日、6月定例会の会期を12日、9月定例会の会期を15日、12月定例会の会期を9日に設定しています。3月議会と9月議会の会期が長いのは、予算決算特別委員会の審査が集中するため、本会議はいずれの定例会も4日となっており、通常、次のような日程になっています。

- 1日目：開会、会議録署名議員指名、会期決定、議案上程、提案理由説明、委員会付託
- 2日目：一般質問
- 3日目：一般質問
- 4日目：委員長報告、討論、表決、閉会

臨時会は年4回、いずれも会期1日で本会議を1日開催しています。臨時会では補正予算、条例改正、契約、人事案件などについて審議を行っています。

会期の通年制を採用する

UPDATE

通年の会期制^{※1}を採用している議会は31町村^{※2}、通年議会^{※3}を採用している議会は40町村^{※2}と母数は少ないものの、これらの議会では、年4回の会期制を採用している議会よりも本会議・委員会等を多く開催している実態があります。

これは、会期という枠組みにとらわれることなく、必要に応じて本会議、委員会等を開催することができるため、必要に応じてあらかじめ余裕を持った議会日程を組んだりするなどして、十分な議会活動を担保できるからです。

新たに会期の通年制を採用するためには、執行機関との調整が必要になりますが、議会改革の進展と活動量の豊富化は比例するものですので、議会改革の議論と併せて会期の通年制の議論を行うことも考えられます。

※1 通年の会期制（地方自治法第102条の2）

定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期を定め、年間を通じて定期的に議会審議を行うこと。会期は、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間となる。

※2 第71回町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

※3 通年議会（地方自治法第102条第2項）

地方自治法で定める定例会の回数を年1回とし、会期を約1年とする運用方法のこと。会期は、地方自治法第102条第7項の規定により、議会が定める期間となる。

議会基本条例を制定する

UPDATE

議会基本条例を制定している議会は 425 町村※あります。

議会基本条例とは、一般的に、住民福祉の向上を図るため、議会・議員の役割と責任や議会運営に必要な基本事項を定めた条例で、議会における最高規範となるものとされています。地方分権の推進に伴い議会の役割と権限が強化され、議員の責務が大きくなる一方で、住民からは議会や議員の活動に対して厳しい目が向けられるようになり、地方議会自らが議会の活性化、議会の改革の取組を積極的に行う必要が生じたことから、その活動の支柱として議会基本条例の制定が進められてきたと考えられています。

言い換えれば、議会基本条例に規定された「運営のルールや議会の活性化方策」は、議会が住民に対して行った約束事になりますので、議会及び議員はこれらの取組を確実に履行する義務があります。したがって、議会基本条例を制定した議会では、能動的に議会改革が進み、議会・議員の活動量が豊富化されることになると考えられます。

実際に、議会基本条例を制定している町村議会では、制定していない町村議会に比べて、会期日数、本会議日数、常任委員会開催日数（1委員会当たり）といった議会活動が多くなっているだけでなく、議員間討議、一般質問、住民との接触機会（議会報告会等）などの個々の議員活動に裏付けされた取組も多く行われていることが分かっています。また、政策アドバイザーや議会モニターなどの専門家や住民の知見を活用する取組も多くみられています。

※ 第 71 回町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）



政策形成サイクル

北海道芽室町議会では、住民の負託に応え、大局的な視点から町的意思を決定するとともに、行政に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たすため、政策形成サイクルの実施運用基準を定めています。

「政策形成サイクル」は、住民の意見を政策に反映させ、その政策が実行されたかを評価し、次の政策立案につなげる一連の議会活動の仕組みです。

芽室町議会の政策形成サイクルは、執行機関が進める構想、計画、政策、施策、事務事業（以下「政策等」）に対し、住民の意見聴取を踏まえ、所管事務調査及び議員間討議を通じて、議会として町に政策提言を行い、これを反映させることを目的として行われています。

政策形成サイクルは、① 町の総合計画に基づく実行計画の調査をベースに政策提言するもの、② 住民及び団体との意見交換会で出された内容の調査をベースに政策提言するもの、③ 必要に応じて委員会の所管事務調査をベースに政策提言するもの、に大別されます。

いずれの場合も、委員会ごとに議会政策提言に結びつける政策等を選定し、所管事務調査を行った上で、委員間討議によって論点を明確化して政策提言をまとめる手法をとっています。各委員会においてまとめられた政策提言は、全員協議会（政策討論会）に諮り、全会一致で採択されたものを「政策提言書」として町長に提出しています。

しかしながら、この基準の策定（平成 26 年度策定）から 10 年以上が経過していることから、時代に即した「新たな仕組み」となるよう、総点検を始めています。

継続した調査の実施

モデル議会では、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の2委員会を設置しており、1委員会につき1定例会中に1日(計4日)、定例会以外の月に各1日(計8日)開催しています。なお、臨時会では委員会付託を省略するため開催していません。

当初予算及び決算の審査は、予算決算特別委員会で行うことにしているため、常任委員会では補正予算や条例など、予算・決算以外の議案を審査しています。

閉会中には、重要案件などについて切れ目なく調査するため、閉会中の継続調査を行うこととしており、定例会のない月においても月1回程度開催することとしています。

また、常任委員の任期が2年であることや、議長を除く全議員が予算決算特別委員になることを踏まえ、町政全般の課題を共有する目的で、所属していない常任委員会にも委員外議員として出席することを申し合わせています。

議論に適した委員会の定数を確保する

UPDATE

委員会の定数については様々な考え方がありますが、多様な意見が出て討議できる人数であること、中立・公平な立場である委員長が裁決権を行使する必要がない人数(委員長を除いた委員の人数が奇数)であることなどを踏まえると、6名以上の定数にすることが望ましいと考えられています。

議員定数が常任委員の定数の合計を下回る場合には、常任委員の複数所属を認めることにより議論できる人数を確保することもできます。(常任委員の複数所属制を採用している議会は431町村※となっています。)

※ 第71回町村議会実態調査結果の概要(全国町村議会議長会)



現地報告 (熊本県御船町)

委員会活動

熊本県御船町議会では、通年の会期制を採用し、年間を通して、いつでも常任委員会や特別委員会が活動できる状況をつくることで、切れ目なく継続的に議会機能を発揮できる環境を整備しています。

会期の通年制を採用していない議会の閉会中に当たる時期においては、町の懸案事項や課題について継続した調査を実施したり、執行部から進捗状況の報告を受けたりしています。

常任委員会での所管事務調査においては、数年単位で実施した調査の結果を提言書にまとめ、政策提言サイクルに沿って、議長名で執行部に提出しています。そのほか、請願や陳情が出された場合には、必要に応じて現地を確認したり執行部からヒアリングしたりするなどの対応も行っています。

また、議会広報紙は定例会ごとではなく毎月発行しており、本会議での審議状況や一般質問の内容以外にも、継続的に活動している委員会の活動状況や町政の課題などを取り上げています。これにより、議会の活動状況が住民に見えるだけでなく、議会からみた町の抱えている課題などがわかるような工夫がされています。

全議員による予算・決算の審査と定期的な議会広報紙の発行

モデル議会では、特別委員会として予算決算特別委員会と議会広報特別委員会の2委員会を設置しており、予算決算特別委員会は3月と9月の定例会において各4日（計8日）、議会広報特別委員会は各定例会終了後に3日（計12日）、各臨時会終了後に1日（計4日）開催しています。

予算決算特別委員会は、議長を除く全ての議員で構成し、当初予算と決算の審査を行っています。

委員会では、執行部の議案説明に対して質疑を行うだけでなく、委員会内における合意を得るためのプロセスとして議員間討議を行っています。委員会での執行部からの議案説明の後、委員会の中でワールド・カフェ方式により様々な視点で議案を理解し、意見集約を行った上で執行部への質疑を行います。質疑に対する説明を踏まえ、議案の賛否や提言、今後の検討事項などに関して討議を行い、委員会としての結論を決定しています。話合いの中で出た検討事項については、附帯決議として提案するだけでなく、必要に応じて各常任委員会の所管事務調査として継続した調査を行い、決算審査と予算審査、特別委員会と常任委員会の連携により一過性に終わらない政策形成サイクルを回しています。

通常は、予算・決算の審査にのみ議員間討議を実施していますが、住民の意見が二分するような重要な政策などがある場合には、常任委員会で実施することもあります。

当初予算と決算のいずれの審査においても委員会を4日開催しており、通常、次のような日程になっています。

- 1日目：執行部による議案説明、議員間討議①（議案共有）
- 2日目：議員間討議②（質疑事項整理）
- 3日目：質疑、議員間討議③（意見整理）
- 4日目：表決

議会広報特別委員会は、定例会ごとに発行する議会だよりの企画、編集、校閲等の作業を行っています。取材や原稿執筆等の委員個人による作業は、個々の委員がそれぞれの議員活動の範疇で行っています。

地域課題に対応した特別委員会を設置する

UPDATE

特別委員会を3委員会以上設置している議会は442町村*となっており、全町村の約48%となっています。

特別委員会は、特定の事件を審査するために設けられるものであり、庁舎移転や公共施設の建設などの町（村）にとって重要な案件の審査・調査、議会改革やデジタル化などの議会として取り組むべき課題の解決に向けて設置することが考えられます。

下表のとおり、特別委員会の設置数が多いほど活動日数（開催日数）が多い傾向があります。

※ 第71回町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

	設置なし	1委員会	2委員会	3委員会	4委員会	5委員会以上
町村数	126町村	136町村	222町村	202町村	129町村	111町村
割合	13.6%	14.7%	24.0%	21.8%	13.9%	12.0%
平均開催日数	-	6.8日	9.9日	15.8日	20.4日	23.6日

議員間討議により議論を熟成させる

UPDATE

議員間討議を導入している議会は200町村※で、本会議で実施が10町村、委員会で実施が90町村、協議調整の場（全員協議会等）で実施が135町村となっています（重複回答あり）。

議員間討議は、町（村）に関する重要な議案について、住民にとってより良い結論を導き出すため、賛成か反対かの結論のみで判断するのではなく、議論の論点や争点を整理して議員間の理解を深めるとともに、様々な意見を集約して政策提言に結びつける手法です。

モデル議会では、当初予算・決算の審査にのみ導入していますが、これに限らず重要な議案の審議・審査に導入することができます。

集約された意見は、委員会の表決に反映されるだけでなく、議論の過程で出た意見を附帯決議として提案したり、顕在化した政策課題を常任委員会の所管事務調査として継続して調査したりするなど、政策形成サイクルを回していくこともできます。

※ 第71回町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）



現地報告
（宮城県柴田町）

議員間討議・委員間討議

宮城県柴田町議会では、議会本来の機能を強化し、実効性の高い政策提言を行うため、議員間討議を軸とした議会運営を実践しています。

最大の特長は、予算・決算審査のプロセスにワールド・カフェ方式による議員間討議を組み込んでいる点です。リラックスした雰囲気の中で議員同士がフラットに対話を重ねることで、多角的な視点から論点を整理し、議会内におけるコンセンサスの形成に役立っています。議員間討議の結果は、常任委員会や全員協議会で精査され、最終的に議会として町に対する提言書や意見書、附帯決議案としてまとめています。

決算審査で明らかになった課題を確実に次年度予算へとつなぐこの仕組みは、議会が単なる監視機関ではなく、決算から予算まで一貫して連動する政策形成サイクルとして確立しています。

議員間の自由討議は、委員会だけでなく本会議でも取り入れられています。議案審議の初日に議員間討議を取り入れることで、論点の明確化と議論の活性化を図り、町政に対する監視機能の強化を実現しています。



現地報告
（北海道中標津町）

委員会代表質問

北海道中標津町議会では、「議会活性化の要諦は委員間討議の充実にある」ことを確認し、従来、執行部からの報告を受け、質疑を行うのみであった常任委員会を調査研究機関として機能させ、町の課題解決に向けて設定した委員会ごとの研究テーマを深めるため、委員会代表質問を開始しました。

委員会代表質問とは、各委員会において調査・研究を深めた事項に関する政策提案や、広く町民の利害に関与する所管の議案や政策課題について委員会で討議を行い、本会議で正副委員長、委員を問わず、常任委員会を代表して質問できる仕組みです。

各委員会の研究テーマは町の重要課題であることから、委員任期の2年、さらに議員任期の4年をまたいで継続的な調査を行うなど長期的なスパンでの調査研究が可能となり、町民の利害に関与する議案について執行部を質すための質問や政策提言等に結び付いています。

円滑な議会運営に向けた取組

モデル議会では、議会運営委員会を定例会の1週間前、臨時会の3日前にそれぞれ1日（計8日）開催しています。

会期や会議日程などの会議の運営について協議・調整することとしており、議長からの諮問、会議規則や申合せなどに関する協議がある場合は、活動日数が増加することもあります。

全員協議会の積極的な活用

モデル議会では、協議調整の場として全員協議会を設置し、執行部と議員、議員間の情報を共有するため、毎月定例日を決めて開催（計12日）しています。

また、定例会の1週間前と最終日、臨時会の3日前にも開催（計8日）し、議会運営委員会で決定した事項の共有、本会議に上程される予定の議案等の事前配布などを行い、事前に準備をして本会議に臨めるようにしています。



一般質問検討会議

北海道別海町議会では、一般質問に登壇しようとする議員の一般質問を議会全体で検討する「一般質問検討会議」を会議規則に定める協議調整の場に位置付け、制度化しています。

この会議は、一般質問通告書（案）が提出された段階で開催され、通告者本人が他の議員に対し、一般質問の意図や内容をプレゼンテーションし、それに対して助言を重ねていく議員間討議です。

手法としては、全議員が当該一般質問に対する「評価できる点」と「ブラッシュアップにつながる提案」を付せん書き込んでホワイトボードに貼付し、これらの意見を踏まえ一般質問を磨き上げていくための討議を行います。

これにより、一般質問を議員一人のものにとどめることなく行政課題として議会全体で共有し、執行部の見解を踏まえて政策提言へと結びつけることが可能となり、議会力アップにつながっています。

明確な目的をもった派遣

モデル議会では、議員派遣として県町村議会議長会が主催する全議員研修会への参加（計1日）、委員派遣として常任委員会で実施する先進地視察（計2日）を行っています。

委員派遣による常任委員会の視察は、委員会での課題・検討事項について先進的な取組を行っている団体に1泊2日の日程で赴くことにしています。



「議会としての住民対話」を実施するための実行委員会設置

モデル議会では、議会報告会及び主権者教育（模擬議会）を実施するために法定外会議として実行委員会を設置して運営（各5日）しています。

実行委員会には、議長を含む全ての議員が参画し、企画・立案、地区・学校との調整、運営準備、終了後の次回に向けた改善点の洗い出しなどを行い、住民や子ども達から出された意見をいかすための方策を検討しています。

議会報告会と主権者教育の実施

モデル議会では、住民に開かれた議会を実践するための議会報告会（4地区、計2日）と議員のなり手確保を目的とした主権者教育（模擬議会、1日）を実施しています。

議会報告会は、当初予算の審議がある3月定例会後の5月に開催し、議会・議員活動の内容と成果を報告するとともに、住民からの意見を聴取する場として開催しています。

また、将来の主権者となる地域の子供達に地方自治の重要性と議会の役割などを理解してもらうため、小学校と連携して議場を活用した模擬議会を実施しています。



議会としての住民対話の手法を考える


UPDATE

議会としての住民対話の手法として、住民懇談会・議会報告会を実施している議会は331町村※、各種団体との意見交換・一般会議を実施している議会は221町村※、議会モニターを実施している議会は121町村※、SNSにより議会情報の発信を行っている議会は140町村※となっています。

これまで行われてきた対面や文書などのアナログ形式で行われる対話の手法は、正確な意思疎通ができるなどのメリットがある一方、時間や場所の制約があるなどのデメリットもあります。近年、導入する議会が増加しているSNSなどのデジタル形式での手法を活用すれば、即時性・拡散性が高く、時間や場所に縛られることなく対話を行うことが可能となります。SNSには様々な媒体があり、使用する媒体によりターゲット層が異なることから、導入目的などを明確にした上で取り組むことが求められます。

アナログとデジタルのいずれの手法もメリット・デメリットがあることから、2つの手法を組み合わせるにより議会からの情報発信を行いつつ、住民の意見を把握することが有用であると考えられます。

※ 第71回町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）



現地報告 (北海道栗山町)

議員の学校


北海道栗山町議会では、一般選挙において2回連続で無投票となったことを踏まえ、「報酬と定数に関する調査特別委員会」において「議員のなり手不足を考える小委員会」を設置して議論を行った結果、議員を志す人に向けた講座「議員の学校」を開催することとなり、次の選挙を2か月後に控えた令和5年2月に開校しました。

開校に当たっては、① 普段の議員活動を知ってもらう機会とすること、② 議会・議員の大原則を正確に伝えること、③ 体験・実地・演習ができる工夫をすること、④ 参加者は町内外を問わないこと、を重視しました。

公募の結果、参加者は、町内から議会モニター3名を含む11名、町外から8名の19名（男性17名、女性2名）が集まりました。

カリキュラムは全6回で、座学による基礎知識の習得、参加者の疑問に議員が答える授業、議員のガイダンスを踏まえての委員会傍聴を経て、最後は効果測定を兼ねた模擬議会を実施しました。

この議員の学校の参加者のうち、4名（3名が栗山町議会議員選挙、1名が他町の議会議員選挙）が立候補したことで選挙戦となり、参加者全員が当選を果たしたことから、なり手不足対策として一定の効果があったものと考えています。



現地報告 (熊本県大津町)

オープン議会

熊本県大津町議会では、住民に議会をより身近に感じてもらうため、様々な取組を行っています。

その一つとして、毎年秋に役場周辺で開催される町の一大イベント「福祉まつり」にあわせて、議場を開放する「オープン議会」を開催しています。普段入ることのできない議場を開放し、議長席で写真撮影などを行うことができます。また、子ども向けクイズを出題したり、議会の仕組みや取組を掲載したパネルを設置したりしています。特に、議員一人ひとりの自己紹介パネルでは、議員になった理由や普段の活動が紹介されており、住民に議会や議員を身近に感じてもらえる機会になっています。

そのほかにも、地元の高中生や大学生との意見交換会、小学生を議場に招いての出前講座・模擬議会などを開催しており、幅広い世代に議会・議員を知ってもらうことができる取組を積極的に行っています。

研修会 / 2日

任期4年を通じた研修計画

モデル議会では、議員の政策形成、立案能力等の向上を図るため、議会主催により議員研修（2日）を実施しています。

研修会は、議会運営委員会において、議員任期の4年間を見据えた研修計画を立て、毎年実施しています。研修内容は、議員としての知識・品格に関する研修、行政課題に応じた専門研修と多岐にわたっています。



モデル議員の議員活動

議会活動に付随する議員活動 / 30日

議案の精読（9日）

モデル議員は、予算・決算のある3月と9月定例会ではそれぞれ2日（16時間）の計4日、6月と12月の定例会ではそれぞれ1.5日（12時間）の計3日、臨時会ではそれぞれ0.5日（4時間）の計2日、年間9日（72時間）を議案の精読に充てています。

議案に対する賛否を明らかにするため、議案書を読んで、その趣旨や目的を正確に把握するだけでなく、添付される資料の分析や近隣市町村の状況調査なども行っています。

一般質問準備（6日）

モデル議員は、年4回の定例会の全てで一般質問を行っており、1回当たり1.5日（12時間）、年間6日（48時間）を準備に充てています。

一般質問は、行政全般にわたってその執行状況や将来の方針等について、長の所信を質し報告や説明を求めるものですので、議会活動を通じて顕在化した政策課題や、日常の議員活動を経て入手した住民の困りごと等を精査して、的確な一般質問を行えるよう心掛けています。

質疑準備（3日）

モデル議員は、議案の精読によって疑義を感じた点について、執行部に質疑を行うため、1定例会当たり0.5日（4時間）の計2日、1臨時会当たり0.25日（2時間）の計1日、年間3日（24時間）を準備に充てています。

議会活動に係る調査研究等（12日）

モデル議員は、質疑や質問を通じて明らかになった行政課題について、所属する総務文教常任委員会を通じて政策提言としてまとめ上げるため、閉会中の委員会開催日以外にも、調査研究に年間12日（96時間）を充てています。

具体的には、住民から改修の要望があった施設の状況を確認したり、国や県の行う補助事業について調べたりするなど、自らの政治信条に基づいた活動を行っています。また、同じ考えを持った同僚議員や近隣市町村の議員との勉強会も不定期で開催しています。



住民からの相談対応(13日)

モデル議員は、住民の困りごと等の相談を受ける時間として、月平均1日(8時間)、年間12日(96時間)を要しています。

これらの相談は、面会して行う場合に限らずメールや電話、SNSを通じて行われることもあります。

このうち、請願や陳情として文書で提出することを要望された場合は、紹介議員になったり、文案の相談に乗ったりしていますが、頻度は高くはなく(年間1日/8時間)、住民の日常生活での不便や行政に対する不満の声の聴き手となり、相談内容を解決するために役場の担当部署を紹介することがほとんどになっています。

住民からの相談を踏まえた情報収集(6日)

モデル議員は、住民からの相談を踏まえた情報収集のための時間として、月平均0.5日(4時間)、年間6日(48時間)を充てています。

住民からの相談の多くは、役場の担当部署を紹介することなどで済んでしまっていますが、中には、条例改正や政策提言につながるものも含まれています。このような場合は、相談内容を精査し、同様の事例がないか確認したり、聞き取り調査を行ったりした上で、一般質問などにつなげるようにしています。

議員として出席する式典等

モデル議員は、町(村)や自治会等が主催する公的行事に年4回(1回平均2時間)出席し、年間1日(8時間)を要しています。

モデル議会では、町(村)が主催する「二十歳の集い」などの行事には全議員が、地区ごとの「入学式」、「卒業式」、「自治会総会」にはその地区に属する議員が出席しています。なお、1回当たり要する時間には移動時間なども含んでいます。

議員活動により議会活動を補完する

UPDATE

前段(P6～13)では、議会改革を進めて議会活動を豊富化させるための取組例をお示しましたが、議会の置かれている事情によっては、これらを議会という単位で取り組むことが難しい、あるいは時間を要する場合も想定されます。このような場合には、議会活動の例として取り上げた活動を議員活動として行い、補完することもできます。

例えば、政策提言に結びつけるための「議員間の討議」は、本会議や委員会の場でなくても、会派や有志の議員間で行うこともできます。また、議会としての住民対話の事例として取り上げた「議会報告会」は、個人で「議員報告会」として行うことも可能です。さらに、委員会活動を増やせない事情があれば、それぞれの議員が自身のポリシーに基づいて調査研究を充実させ、限られた委員会の時間の中で政策提言を行ったり、討論などを通じて意見を表明したりすることができます。

モデル議会・モデル議員の年間スケジュール例

1月						
月	火	水	木	金	土	日
				広報特委	陳情対応 (0.5日)	調査研究 相談対応 (0.75日)
	産福常委		総文常委		相談対応 情報収集 (0.5日)	
式典出席 (0.25日)	議運委 全員協議会 議報実委	議案精読 (0.5日)	質疑準備 (0.25日)	1月臨時会 本会議		調査研究 相談対応 (0.75日)
				広報特委	相談対応 情報収集 (0.5日)	
		議報実委				

4月						
月	火	水	木	金	土	日
				広報特委		調査研究 相談対応 (0.75日)
	産福常委	式典出席 (0.25日)	総文常委		相談対応 情報収集 (0.5日)	
					全員協議会	調査研究 相談対応 (0.75日)
	議報実委				相談対応 情報収集 (0.5日)	

2月						
月	火	水	木	金	土	日
						調査研究 相談対応 (0.75日)
	産福常委		総文常委		相談対応 情報収集 (0.5日)	
						調査研究 相談対応 (0.75日)
				議運委 全員協議会	相談対応 情報収集 (0.5日)	議案精読 (0.5日)
議案精読 (0.5日)	議案精読 (0.5日)	議案精読 (0.5日)	質問準備 (0.75日)			

5月						
月	火	水	木	金	土	日
						調査研究 相談対応 (0.75日)
	産福常委 議報実委		総文常委	議運委 全員協議会	議案精読 (0.5日)	質疑準備 相談対応 情報収集 (0.75日)
		5月臨時会 本会議	議会報告会	式典出席 (0.25日)	議会報告会	広報特委
	全員協議会 議報実委		議員派遣 (県議長会 主催研修会)	議案精読 (0.5日)		相談対応 情報収集 (0.5日)
議運委 全員協議会	議案精読 (0.5日)		議案精読 (0.5日)	議案精読 (0.5日)		

3月						
月	火	水	木	金	土	日
				3月定例会 本会議	質問準備 (0.75日)	調査研究 相談対応 (0.75日)
本会議	本会議	予決特委	予決特委	予決特委	質疑準備 (0.5日)	相談対応 情報収集 (0.5日)
	予決特委	産福常委	総文常委		調査研究 相談対応 (0.75日)	
全員協議会 本会議				広報特委 全員協議会		相談対応 情報収集 (0.5日)
	式典出席 (0.25日)			広報特委		

6月						
月	火	水	木	金	土	日
					質問準備 (0.75日)	調査研究 相談対応 (0.75日)
6月定例会 本会議	質問準備 (0.75日)	本会議	本会議		質疑準備 (0.5日)	相談対応 情報収集 (0.5日)
産福常委	総文常委			全員協議会 本会議		調査研究 相談対応 (0.75日)
			全員協議会	広報特委	相談対応 情報収集 (0.5日)	
				広報特委		

〔凡例〕

青字：議会活動
緑字：議員活動

総文常委：総務文教常任委員会
産福常委：産業福祉常任委員会
予決特委：予算決算特別委員会
広報特委：議会広報特別委員会

議運委：議会運営委員会
議報実委：議会報告会実行委員会
主権者実委：主権者教育実行委員会

7月						
月	火	水	木	金	土	日
				広報特委		調査研究 相談対応 (0.75日)
	産福常委		総文常委		陳情対応 (0.5日)	相談対応 情報収集 (0.5日)
					調査研究 相談対応 (0.75日)	
	議運委 全員協議会	議案精読 (0.5日)	質疑準備 (0.25日)	←→ 7月臨時会 本会議		相談対応 情報収集 (0.5日)
	主権者実委					

10月						
月	火	水	木	金	土	日
		主権者実委		広報特委	調査研究 相談対応 (0.75日)	
	産福常委		総文常委	広報特委 主権者実委		相談対応 情報収集 (0.5日)
		主権者教育 (模擬議会)		主権者実委	調査研究 相談対応 (0.75日)	
	議運委 全員協議会	議案精読 (0.5日)	質疑準備 (0.25日)	←→ 10月臨時会 本会議		相談対応 情報収集 (0.5日)
	委員派遣 (先進地視察)	委員派遣 (先進地視察)				

8月						
月	火	水	木	金	土	日
				広報特委	調査研究 相談対応 (0.75日)	
	産福常委		総文常委			相談対応 情報収集 (0.5日)
					調査研究 相談対応 (0.75日)	
	全員協議会 議会研修会					相談対応 情報収集 (0.5日)
		議運委 全員協議会	議案精読 (0.75日)	議案精読 (0.75日)	質問準備 (0.75日)	

11月						
月	火	水	木	金	土	日
				広報特委	調査研究 相談対応 (0.75日)	
	産福常委		総文常委			相談対応 情報収集 (0.5日)
				議会研修会	調査研究 相談対応 (0.75日)	
		全員協議会				相談対応 情報収集 (0.5日)
		議運委 全員協議会	議案精読 (0.5日)	議案精読 (0.5日)	質問準備 (0.75日)	

9月						
月	火	水	木	金	土	日
						調査研究 相談対応 (0.75日)
議案精読 (0.5日)	質問準備 (0.75日)	←→ 9月定例会 本会議	本会議	本会議	質疑準備 (0.5日)	相談対応 情報収集 (0.5日)
←→	予決特委	予決特委	予決特委	予決特委	産福常委	調査研究 相談対応 (0.75日)
←→	総文常委	全員協議会 本会議				相談対応 情報収集 (0.5日)
	全員協議会 主権者実委		広報特委			

12月						
月	火	水	木	金	土	日
						調査研究 相談対応 (0.75日)
議案精読 (0.5日)	質問準備 (0.75日)	←→ 12月定例会 本会議	本会議	本会議	質疑準備 (0.5日)	相談対応 情報収集 (0.5日)
←→	産福常委	総文常委		全員協議会 本会議		調査研究 相談対応 (0.75日)
					広報特委 全員協議会	相談対応 情報収集 (0.5日)
				広報特委		

※同日に複数の議会活動を行っている場合は、重複してカウントしないようにしています。

